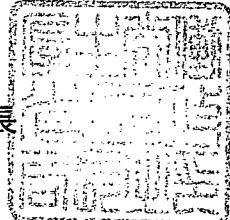




医政発第 0331013 号
平成 20 年 3 月 31 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



行政処分を受けた保健師、助産師、看護師及び准看護師に対する 再教育研修の実施について

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号）において保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）（以下「保助看法」という。）の一部改正が行われ、安心、安全な医療の提供、国民の医療に対する信頼を確保するため、行政処分を受けた保健師、助産師、看護師（以下「保健師等」という。）及び准看護師に対して、再教育研修（以下「再教育」という。）を実施することとされたところであるが、今般、その具体的な内容等について、下記のとおり取りまとめたので通知する。

なお、この通知中、准看護師に対する再教育に係る部分は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

貴職におかれては、下記の内容を御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関及び関係団体等に周知願いたい。

記

1. 再教育

保健師等に対する再教育は厚生労働大臣、准看護師に対する再教育は都道府県知事の命令に基づき行われるものである。

2. 再教育の対象者

再教育の対象者となるのは、平成 20 年 4 月 1 日以降に戒告処分及び業務停

止処分を受けたすべての保健師等及び准看護師並びに取消処分後に手続きを経て保健師等又は准看護師の再免許を受けようとする者である。

3. 再教育の内容等

再教育は、下記の（1）の区分に従い、対象となるすべての保健師等及び取消処分後に手続きを経て保健師等の再免許を受けようとする者に対する集合研修、業務停止処分を受けた保健師等に対する課題研修、業務停止処分を受けた保健師等及び取消処分後に手続きを経て保健師等の再免許を受けようとする者に対する個別研修を行うものである。

なお、准看護師の再教育の内容は、「9. 准看護師の再教育の内容等について」とおりとする。

（1） 保健師等の再教育の内容は、職業倫理に係る内容及び医療安全を含む看護技術に係る内容とし、研修の形態は、原則として、以下のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|-------------------------------|
| ① 戒告処分を受けた保健師等 | <u>集合研修</u> |
| ② 業務停止1年未満の処分を受けた保健師等 | <u>集合研修及び個別研修又は集合研修及び課題研修</u> |

- | | |
|--|-------------------|
| ③ 業務停止1年以上の処分を受けた保健師等及び取消処分後に手続きを経て保健師等の再免許を受けようとする者 | <u>集合研修及び個別研修</u> |
|--|-------------------|

（2） 再教育に係る手数料（再教育を修了した旨の保健師籍、助産師籍又は看護師籍（以下、「保健師籍等」という。）への登録申請手数料は含まない。）は、以下に定める額とし、再教育の対象者は、集合研修終了後、該当する手数料を納付しなければならない。

- | | |
|---|----------------|
| ① 戒告処分を受けた保健師等 | <u>7,850円</u> |
| ② 業務停止処分を受けた保健師等及び取消処分後に手続きを経て保健師等の再免許を受けようとする者 | <u>15,700円</u> |

4. 集合研修

集合研修は、再教育の対象者すべてに対し、以下のように行う。

（1） 研修期間

集合研修の期間は、原則として、以下のとおりとする。

- | | |
|---|-----------|
| ① 戒告処分を受けた保健師等 | <u>1日</u> |
| ② 業務停止処分を受けた保健師等及び取消処分後に手続きを経て保健師等の再免許を受けようとする者 | <u>2日</u> |

(2) 研修内容

集合研修の内容は、職業倫理及び看護技術のうち医療安全に関連する内容等とする。

5. 課題研修

課題研修は、業務停止1年未満の処分を受けた保健師等の中で、業務停止期間が短期間である者及び処分事由が看護技術に直接関係しない者（以下、「課題研修対象者」という。）に対し、以下のように行う。

(1) 研修内容

課題研修の内容は、当該課題研修対象者が、現場に復帰後、国民に対し安心、安全で、質の高い医療及び看護を提供することに資するものとする。

(2) 課題研修修了報告書の提出

課題研修対象者は、課題研修修了後、氏名、生年月日、保健師籍等の登録番号・登録年月日（取消処分後に手続きを経て保健師等の再免許を受けようとする者を除く。）、課題研修の内容、その他必要な事項を記載した課題研修修了報告書を作成し、原則として、業務停止処分が終了する日の30日前までに厚生労働大臣まで提出すること。

なお、業務停止処分が3月以下の場合は、業務停止処分が終了する日の原則として14日前までに提出することとする。

課題研修修了報告書が適切と認められる場合、厚生労働大臣は課題研修修了証を交付する。

6. 個別研修

個別研修は、業務停止処分を受けた保健師等（課題研修対象者は除く。）（以下、「個別研修対象者」という。）及び取消処分後に手続きを経て保健師等の再免許を受けようとする者に対し、以下のように行う。

(1) 研修時間

個別研修の時間は、原則として、以下のとおりとする。

- | | |
|--|----------------|
| ① 業務停止1年未満の処分を受けた保健師等のうち、
課題研修対象者以外の者 | <u>20時間以上</u> |
| ② 業務停止1年以上2年未満の処分を受けた保健師等 | <u>80時間以上</u> |
| ③ 業務停止2年以上の処分を受けた保健師等及び取消処分後に
手続きを経て保健師等の再免許を受けようとする者 | <u>120時間以上</u> |

(2) 研修内容

個別研修の内容は、見学やシミュレーターを用いた演習、カンファレンスへの参加、ボランティア活動等、当該個別研修対象者が、現場に復帰後、国民に対し安心、安全で、質の高い医療及び看護を提供するために役立つものとするが、免許の停止中又は失効した者であるので、業務独占行為を伴う実務研修は行うことができないものである。

(3) 助言指導者の選任

個別研修を受ける場合、個別研修対象者は個別研修対象者に対して、助言、指導等を行う者を選任の上、厚生労働大臣の指名を受けなければならない。(以下、当該厚生労働大臣の指名を受けた者を「助言指導者」という。)

(4) 助言指導者の要件

- ① 個別研修対象者と親族関係ないこと。
- ② 保健師等免許取得後5年以上経過している者であること。
- ③ 助言、指導等を行うのに必要な知識・技術を有し、次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 医療機関の看護管理者や看護教育担当者、医療安全管理担当者等。
 - イ 個別研修対象者が卒業した学校養成所等において、専任教員レベル以上の者
 - ウ 看護関係団体の卒後教育担当者等
 - エ 上記に掲げる者と同等以上の知識及び技術を有すると認められる者

ただし、助言指導者を複数選任する場合は、上記の①から③までの全ての要件を備えた助言指導者を必ず1人選任すれば足りることとするが、要件①については、他の助言指導者も必ず満たさなければならないものとする。

また、個別研修計画書及び個別研修修了報告書への署名は上記の全ての要件を備えた助言指導者が行うこととする。

なお、助言指導者に対しては、医療機関等の医療安全管理室や看護部門の教育委員会、校長や看護関係団体の長等が組織として支援することが望ましい。

(5) 個別研修計画書の作成等

個別研修対象者は、助言指導者の協力を得て、氏名、生年月日、保健

師籍等の登録番号・登録年月日（取消処分後に手続きを経て保健師等の再免許を受けようとする者を除く。）、個別研修の内容、個別研修の実施期間、助言指導者の氏名等を記載した個別研修計画書を作成し、当該計画書の内容が適切である旨の助言指導者の署名を受けた上で、原則として、個別研修を開始しようとする日の30日前までに厚生労働大臣まで提出すること。

なお、当該計画書の内容が適切でないと認められる場合には、厚生労働大臣が当該計画書の内容の変更を命じることがある。

（6）個別研修修了報告書の提出

個別研修対象者は、個別研修を修了後、氏名、生年月日、保健師籍等の登録番号・登録年月日（取消処分後に手続きを経て再免許を受けようとする保健師等を除く。）、個別研修の内容、個別研修の開始・修了年月日、助言指導者の氏名及びその他必要な事項を記載した個別研修修了報告書を作成し、当該対象者が個別研修を修了したものと認める旨の助言指導者の署名を受けた上で、原則として、業務停止処分が終了する日の60日前までに厚生労働大臣まで提出すること。

個別研修修了報告書が適切と認められる場合、厚生労働大臣は個別研修修了証を交付する。

7. 再教育を修了した旨の保健師籍等への登録

（1）登録の申請手続

再教育を修了した保健師等が、再教育を修了した旨の保健師籍等への登録の申請を行う場合には、政令で定める額の手数料3,100円に相当する収入印紙を貼付した申請書に保健師等免許証の写しを添付した上で、厚生労働大臣まで提出することとする。

なお、課題研修及び個別研修対象者が申請を行う場合にあっては、保健師等免許証の写しに加えて、当該対象者に交付する研修修了証の写しを添付すること。

（2）留意事項

再教育の命令を受けた保健師等であって、再教育を修了した旨の保健師籍等への登録を受けていない者については以下のような取扱いとする。

- ① 再教育を受けなかった保健師等については、保助看法第45条第1項に基づき、50万円以下の罰金刑の対象となる。

(2) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条に基づき、再教育未修了の助産師は、助産所の管理者になることができない。

8. 再教育の対象者に対する弁明の機会の付与等

再教育の対象者に対しては、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の規定により不利益処分についての弁明の機会を付与する必要があるが、再教育に係る弁明の機会の付与については、当該対象者に対する保助看法第 15 条第 14 項の規定に基づく行政処分に係る意見の聴取又は弁明の聴取と併せて行うこととする。

9. 准看護師の再教育の内容等について

准看護師に対する再教育については、保助看法第 15 条の 2 第 2 項、4 項及び 5 項並びに保助看法第 16 条の規定に基づき都道府県が実施するものとする。なお、准看護師に対する再教育の実施については、保健師等の再教育の実施方法等を参考とされたい。

(1) 再教育の内容

准看護師に対する再教育は、倫理研修と技術研修を行うものであるが、再教育の具体的な内容については、都道府県知事が定めるものである。

(2) 手数料

手数料については、都道府県知事が定める額を納付すること。

(3) 再教育を修了した旨の准看護師籍への登録

登録の申請手続きについては、保健師等と同様とし、都道府県知事へ提出すること。

再教育の命令を受けた准看護師であって、再教育を修了した旨の准看護師籍への登録を受けていない者についての取り扱いは保健師等と同様とする。

10. 関係通知の一部改正

「医師、歯科医師及び保健師等に対する不利益処分に係る意見の聴取等の実施について」（平成 7 年 11 月 21 日健政発第 905 号）の一部を別紙 1 のとおり改正し、「医師又は歯科医師に対する再教育研修の実施について」（平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330002 号）の一部を別紙 2 のとおり改正する。

(参考)

○ 再教育研修期間等

	対象	研修期間及び報告書
集 合 研 修	戒告処分を受けた保健師等	1日
	業務停止処分を受けた保健師等及び取消処分後に手続きを経て保健師等の再免許を受けようとする者	2日
課 題 研 修	業務停止1年未満の処分を受けた保健師等の中で業務停止期間が短期間である者及び処分事由が看護技術に直接関係しない者	報告書の提出期限は、原則、業務停止処分終了日30日前、業務停止処分が3月以下の場合は14日前
個 別 研 修	業務停止1年未満の処分を受けた保健師等のうち課題研修対象者以外の者	20時間以上
	業務停止1年以上2年未満の処分を受けた保健師等	80時間以上
	業務停止2年以上の処分を受けた保健師等及び取消処分後に手続きを経て保健師等の再免許を受けようとする者	120時間以上

○ 個別研修計画書及び報告書の提出期限等

区分	内容	提出期限
計画書	氏名、保健師籍等の登録番号、研修内容、研修実施期間、助言指導者の氏名、署名等(本文通知を参照)	原則、個別研修開始日30日前
報告書	氏名、保健師籍等の登録番号、研修内容、研修の開始・修了年月日、助言指導者の署名等(本文通知を参照)	原則、業務停止終了日60日前

○ 再教育に係る手数料

区分	手数料
戒告処分を受けた保健師等	7,850円
業務停止処分を受けた保健師等及び取消処分後に手続きを経て保健師等の再免許を受けようとする者	15,700円

○ 保健師籍等への登録申請手数料

区分	手数料
再教育を修了した旨の登録申請	3,100円

○医師、歯科医師及び保健師等に対する不利益処分に係る意見の聴取等の実施について（平成7年1月11日健政発第905号） 新旧対照表
(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
意見の聴取等実施要領	
第一 趣旨 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）又は保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）により都道府県知事等が行う意見の聴取及び弁明の聴取の手続については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）及び医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法及び薬剤師法意見の聴取等手続規則（平成七年厚生省令第六十号）その他関係法令の規定によるほか、この要領の定めるところによること。	第一 趣旨 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）又は保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）の規定により都道府県知事等が行う意見の聴取及び弁明の聴取の手続については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）及び医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法意見の聴取等手続規則（平成七年厚生省令第六十号）その他関係法令の規定によるほか、この要領の定めるところによること。
第二 事業の把握及び予定される不利益処分の通知 医師法第七条第十六項（同法第七条の二第五項において準用する場合を含む。）、歯科医師法第七条第十六項（同法第七条の二第五項において準用する場合を含む。）又は保健師助産師看護師法第十五条第十四項に基づき、処分が予定される者及び処分の種類を厚生労働大臣から都道府県知事宛てに通知するので、貴職において、当該通知に基づき、第三又は第四に定めるところにより、意見の聴取又は弁明の聴取を行うこと。なお、医師又は歯科医師に対する免許取消等の処分に係る意見の聴取又は弁明の聴取と医師又は歯科医師に対する再教育研修命令に係る弁明の聴取は、同時に行うこととして差し支えないこと。	第二 事業の把握及び予定される不利益処分の通知 医師法第七条第十六項（同法第七条の二第五項において準用する場合を含む。）、歯科医師法第七条第十六項（同法第七条の二第五項において準用する場合を含む。）又は保健師助産師看護師法第十五条第十四項に基づき、処分が予定される者及び処分の種類を厚生労働大臣から都道府県知事宛てに通知するので、貴職において、当該通知に基づき、第三又は第四に定めるところにより、意見の聴取又は弁明の聴取を行うこと。なお、医師又は歯科医師に対する免許取消等の処分に係る意見の聴取又は弁明の聴取と医師又は歯科医師に対する再教育研修命令に係る弁明の聴取は、同時に行うこととして差し支えないこと。

第三 意見の聴取手続 (略)	第三 意見の聴取手続 (略)
第四 弁明の聴取手続 (略)	第四 弁明の聴取手続 (略)
第五 処分の対象となり得る事案の把握 (略)	第五 処分の対象となり得る事案の把握 (略)
第六 留意事項 (略)	第六 留意事項 (略)
別紙 (略)	別紙 (略)
別記様式第1号・別記様式第2号 (略)	別記様式第1号・別記様式第2号 (略)
別紙様式第3号	別紙様式第3号
	〇〇第〇〇〇〇号 平成〇〇年〇月〇〇日
意見の聴取及び再教育研修に係る弁明の聴取通知書	意見の聴取及び再教育研修に係る弁明の聴取通知書
〇〇〇 殿	〇〇〇 殿
〇〇都道府県知事	〇〇都道府県知事
あなたに対する下記の事実を原因とする処分に係る医師法第7条第5項(歯科医師法第7条第5項又は保健師助産師看護師法第15条第3項)の規定による意見の聴取及び医師法第7条の2第5項において準用する同法第7条第11項(歯科医師法第7条の2第5項において準用する同法第7条第11項又は保健師助産師看護師法第15条の2第7項において準用する同法15条第9項)の規定による再教育研修に係る弁明の聴取を下記のとおり行いますので通知します。	あなたに対する下記の事実を原因とする処分に係る医師法第7条第5項(歯科医師法第7条第5項又は保健師助産師看護師法第15条第3項)の規定による意見の聴取及び医師法第7条の2第5項において準用する同法第7条第11項(歯科医師法第7条の2第5項において準用する同法第7条第11項又は保健師助産師看護師法第15条の2第7項において準用する同法15条第9項)の規定による再教育研修に係る弁明の聴取を下記のとおり行いますので通知します。

記

1. 意見の聴取

意見の聴取の件名	
予定される処分の内容	予定される処分の内容
根拠となる法令の条項	根拠となる法令の条項
処分の原因となる事実	処分の原因となる事実
意見の聴取の期日	意見の聴取の期日
意見の聴取の場所	意見の聴取の場所
意見の聴取に関する事務を所掌する部署	意見の聴取に関する事務を所掌する部署
意見の聴取の主宰者	意見の聴取の主宰者
氏名	氏名

1. 意見の聴取

意見の聴取の件名	
予定される処分の内容	予定される処分の内容
根拠となる法令の条項	根拠となる法令の条項
処分の原因となる事実	処分の原因となる事実
意見の聴取の期日	意見の聴取の期日
意見の聴取の場所	意見の聴取の場所
意見の聴取に関する事務を所掌する部署	意見の聴取に関する事務を所掌する部署
意見の聴取の主宰者	意見の聴取の主宰者
氏名	氏名

2. 再教育研修に係る弁明の聴取

再教育研修に係る弁明の聴取の件名	
予定される再教育研修の内容	予定される再教育研修の内容
根拠となる法令の条項	根拠となる法令の条項
再教育研修の原因となる事実	再教育研修の原因となる事実
再教育研修に係る弁明の聴取の日時	再教育研修に係る弁明の聴取の日時
再教育研修に係る弁明の聴取の場所	再教育研修に係る弁明の聴取の場所
再教育研修に係る弁明の名称	再教育研修に係る弁明の名称

の聴取に関する事務を 所掌する部署	所在地	
----------------------	-----	--

(備考)

- 1 あなたは意見の聴取及び再教育研修に係る弁明の聽取の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は意見の聴取の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。
- 2 あなたは意見の聴取が終結するまでの間、当該処分の原因となる事實を証する資料の閲覧を求めることがあります。

(備考) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

別記様式第4号～別記様式第9号 (略)

別記様式第10号

〇〇第〇〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇〇日

弁明の聴取通知書

〇〇〇〇 殿

〇〇都道府県知事

〇〇〇〇 殿

〇〇都道府県知事

あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る医師法第7条第11項（同法第7条の2第5項において準用する場合を含む。）（歯科医師法第7条第11項（同法第7条の2第5項において準用する場合を含む。）又は保健師助産師看護師法第15条第9項（同法第15条の2第7

あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る医師法第7条第11項（同法第7条の2第5項において準用する場合を含む。）（歯科医師法第7条第11項（同法第7条の2第5項において準用する場合を含む。）又は保健師助産師看護師法第15条第9項）の規定による弁明の聽

の聴取に関する事務を 所掌する部署	所在地	
----------------------	-----	--

(備考)

- 1 あなたは意見の聴取及び再教育研修に係る弁明の聽取の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は意見の聴取の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。
- 2 あなたは意見の聴取が終結するまでの間、当該処分の原因となる事實を証する資料の閲覧を求めることができます。

(備考) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

別記様式第4号～別記様式第9号 (略)

別記様式第10号

〇〇第〇〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇〇日

弁明の聴取通知書

〇〇〇〇 殿

〇〇都道府県知事

あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る医師法第7条第11項（同法第7条の2第5項において準用する場合を含む。）（歯科医師法第7条第11項（同法第7条の2第5項において準用する場合を含む。）又は保健師助産師看護師法第15条第9項（同法第15条の2第7

項において準用する場合を含む。)の規定による弁明の聽取を下記のとおり行います。

記

取を下記のとおり行いますので通知します。

記

弁明の聽取の件名		
予定される処分の内容		
根拠となる法令の条項		
処分の原因となる事実		
弁明の聽取の日時		
弁明の聽取の場所		
弁明の聽取に関する事務を所掌する部署	名称 所在地	名称 所在地

(備考) あなたは、弁明の聽取の日時に出頭して意見を述べ、かつ証拠書類又は証拠物を提出することができます。

(備考) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

別記様式第11号・別記様式第12号 (略)

弁明の聽取の件名		
予定される処分の内容		
根拠となる法令の条項		
処分の原因となる事実		
弁明の聽取の日時		
弁明の聽取の場所		
弁明の聽取に関する事務を所掌する部署	名称 所在地	名称 所在地

(備考) あなたは、弁明の聽取の日時に出頭して意見を述べ、かつ証拠書類又は証拠物を提出することができます。

(備考) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

別記様式第11号・別記様式第12号 (略)

(別紙2)

○医師又は歯科医師に対する再教育研修の実施について（平成19年3月30日医政発第0330002号）新旧対照表

	改 正 後	現 行
1 再教育の対象者 (略)	1 再教育の対象者 (略)	
2 再教育の内容等 (1) (略) (2) 再教育の対象者は、団体研修を受けようとする際に、それぞれ以下の手数料を納付すること。 ① 戒告処分を受けた医師等 <u>四三〇〇円</u> ② 医業停止等一年未満の処分を受けた医師等 <u>八六〇〇円</u> ③ 医業停止等一年以上の処分を受けた医師等及び再免許を受けようとする者 <u>四万四千八百円</u>	2 再教育の内容等 (1) (略) (2) 再教育の対象者は、団体研修を受けようとすると同時に、それぞれ以下の手数料を納付すること。 ① 戒告処分を受けた医師等 <u>三八〇〇円</u> ② 医業停止等一年未満の処分を受けた医師等 <u>七六〇〇円</u> ③ 医業停止等一年以上の処分を受けた医師等及び再免許を受けようとする者 <u>七万二千円</u>	
3～8 (略)	3～8 (略)	

(傍線の部分は改正部分)

(参考) 行政処分を受けた保健師・助産師・看護師に対する再教育に関する流れ(イメージ)

